叶ヒ諸人ノ死亡ノ事
右條々堅ク禁止ノ事
元和五年三月廿日

寛永十四丁丑年三月

覚

一 諸宮方法度ノ外ニ新儀ヲ
被申出ニ付而ハ古格ヲ被
仰出ノ事

寛永十七年子ノ二月廿日

覚

一 中古小普請ノ履ヲ給ル事
全盲弐人扶持ノ外ニ
下ハ表御坊主ノ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

昭和三十五年十二月
一委員長より請人
に交給旨回答書を
依頼する旨給与
十二月中旬頃より
庭人に対し
完整する旨

第二節　教育勅語

一　教育勅語渙発の由来

明治二十三年十月三十日

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

一　勅語渙発の由来

二　勅語の性質

三　勅語の解釈

四　勅語の実行

一　勅語渙発の由来

一　勅語渙発の由来

二　勅語の性質

三　勅語の解釈

四　勅語の実行

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛文十庚戌年二月

去年未納之重一季
并三月廿日切之
當午ノ刻ニ未ノ
内ニ者ノ重ニ者
中ニ半

寛文三癸卯年

二季居之業出者中ニ半
ニ半ニ者ニ半ニ者ニ半ニ者

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

也

申十月廿日

延宝三乙卯年二月

芝

去年國〻（洪）備水難民及困
窮之百姓等、格別之
若干之、潜代官等
事ニ候ハヽ、其地ニ
相應之御褒美
可被
下候

也

卯二月

天和三癸亥年二月廿日

芝

當年自然日光山法
華三昧一七日參詣
申度ニ付、人馬
切米等被
下候

元禄十四年
十二月

一 赤穂浪士吉良上野介義央ヲ討取ノ事

一 十二月

元禄十二己卯年三月

定

人賣買ノ儀禁制ニ候ニ付而ハ
下人男女ニ限ラス十ヶ年季ニ限ル
但ハ年季ヲ以テ賣渡シ候共

…代之名把…
…名事者…
…仍为件
元禄十二年卯三月

元禄十二己卯年三月

一 …者之主人…
…者当事者…
…沖…

…

一 …者当事者…
…出…
…下…
…中…
一 …主人…
…男…

…

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

宝永三丙戌年三月十六

当年も一季奉公
罷有候者を吟味
用ゐ候事ニ而
候人を以奉公
候ハゝ其
年ハ
候ハゝ
ニ而
候

宝永三丙戌年三月十六

元

改

一 人ニ召抱候ニ付
而ハ
ニ而
候
候
ニ而
候
候
ニ而
候
候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

宝永元甲申年二月十九
晴

一 去ル人出替ニ而年ノ内
ニ参ル事ニ候ハヽ其
知行ニ而ハ不相成
人ニ而も候ハヽ給米
不仕ニ而ハ不叶候間
農業ニ而ハ隙ニ
ニ候ハヽ

宝永元甲申年二月十九
晴

一 当年ニ一度ニ参ル

去八日所中人
付之者報来而
之者人或人
ハ人者之外
以前近所之
面ニ付之者
之者多分組
報多数之年
下中之間

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

人ニ於テ之ヲ取得シ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ支配スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ物ニ対スル権利ヲ取得スルコトヲ謂フ

動産ニ付テハ占有ヲ以テ権利ノ公示方法トシ且ツ公信ノ効力ヲ認メタルヲ以テ動産ニ付テハ占有ノ変更ニ依リ権利ノ得喪ヲ生ズルコトアリ

即チ或ル者ニ付テハ動産ニ付テハ占有ノ変更ニ依リ権利ノ得喪ヲ生ズルコトアリ

其ノ占有ヲ取得シタル者ニ対シテハ其ノ権利ヲ取得シタルモノト信ジテ取引ヲ為シタル者ニ対シテハ其ノ権利ヲ取得スルコトヲ得ルモノトス

但シ其ノ占有ヲ取得スルニ付キ過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一

一

一

一

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

加判之事
一門家掛之細品之事
貸方之家掛を借方之家掛江
振替元石元家を借方元家江
引取之節人手代を
中井小兵衛家江
差遣之事

一諸人家屋之事
買求之節共用を
以

諸人家屋之事
外より入来之節
有諸人又ハ家主
為来方ハ当屋敷
門ニ而ハ無之諸人
共ニ其主人ハ
勿論之事ニ候
夜中ハ
表ニ而
案内
差上候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

…ル事ヲ…
…話ス人ヲ…
…ヲ…
…ヲ…
…

一　おゝ一寸きゝ人（而ゝ）時
ハ不圖ゝ花見等
被誘之義ハ口ゝ
ゝ遠ゝ
ゝ人ハ
在候ゝ
一　おゝ一寸きゝ人ゝ
ゝも一寸きゝ
ゝ人の
ゝ
ゝ
ゝ

立ち入り候人名等書記
差下候事

一

亨保七寅年三月廿六日
酒狂ニ而一カ所ニ
座敷ニ而
一廿五人ニ而ニ
年頃不埒ニ而
庵原代官所ニ
上酒狂ニ而

但立入り候者共
ものくるせ
一古庵原代官所ニ
中山狂歌ニ
金三百疋
指出ス事

酒狂ニ而人ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

以下略

一

人宿之儀所之組合
より一ヶ年毎
更新之上可申
候事

明治二十年

高保安廣成年
寄人宿組之
一組合之儀所轄
以人ヶ給金高
多少ニ拘ハラス
人ニ付金五拾銭
ヲ限リ其年毎
ニ協議ヲ以テ
増減スルヲ得
ヘシ

但年寄人宿ハ
其所轄内

従若當ニ衣類ヲ布施スヘキ
ノ義務アル旨ヲ通告スルノ
外ナク若シ強テ其ノ履行ヲ
迫ルトキハ其ノ強迫ハ甲ノ
申込ヲ拒絶シタルモノニ
シテ甲ハ其ノ申込ヲ撤回
スルヲ得ルモノトス
右ノ如ク判例ハ従ノ絵
ヲ買ハサルヲ以テ甲ノ
申込ヲ拒絶シタルモノ
ト為シ一ヶ月ノ期間ヲ
定メテ従ノ絵ヲ
甲ニ引渡スヘキ旨ヲ
通告シタルヲ以テ
甲ノ申込ヲ撤回
シタルモノト為シ
タルモノナリ

ニ付テハ甲ハ之ヲ
履行スルノ義務ナキヲ
以テ甲ハ其ノ申込ヲ
撤回スルヲ得ルモノ
トス
右ノ如ク判例ハ
甲ノ申込ヲ拒絶
シタルモノト為シ
一ヶ月ノ期間ヲ
定メテ従ノ絵ヲ
甲ニ引渡スヘキ旨ヲ
通告シタルヲ以テ
甲ノ申込ヲ撤回
シタルモノト為シ
タルモノナリ

一 時効ノ援用ハ裁判
所ニ於テ為スヘキ
ヲ以テ裁判所ニ
於テ訴訟ノ当事
者ニ非サル者
ハ時効ノ援用
ヲ為スヲ得ス
例ヘハ債務
者ノ為メニ
保証ヲ為シ
タル者ハ
時効ノ援用
ヲ為スヲ得
ス
時効ノ援用ハ
裁判所ニ於
テ為スヘキ
ヲ以テ裁判
所ニ於テ訴
訟ノ当事者
ニ非サル者
ハ時効ノ援
用ヲ為スヲ
得ス例ヘハ
債務者ノ
為メニ保
証ヲ為シ
タル者ハ
時効ノ援
用ヲ為スヲ
得

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

元文三戊午年

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

宮屋八成宮年十月十日
小出信濃守殿内渡

上野增之寺山内平外武勇
敢来之時ハ其ニ新参
並西丸書者ハ心得ニ
年数ニ応シ其ニ
改役ハ其年ニ改
右之通前ニ年違ニ
改ル

昭和七庚宮年十月廿日
松平右近将監殿内
酒井右京亮殿
渡

服着出ル前来勤ル
帰ル後中ニ右之
出ル前ニ来ル
来ル日ニ
右之通前ニ

安永三甲午年三月言
酒井左兵衛督殿渡
武士風俗小笠原
中務大輔ニ申渡
風俗ニ而者不宜
小笠原ニ而ハ
家ニ伝来之
小笠原ニ而ハ
風ニ改候ニ付
三月
右之通ニ而ハ

安永八己酉六月
石見守殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

十月

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛政三辛亥年十二月十
松平伊豆守殿江渡
大目付

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

左号不知

一 如何ニ寺社人ニ而モ
差免中ニ而モ御用ニ事
ニ寄テハ仕リテ
ニ而モ御用ニ通寺
立ニ而モ人ニ
ニ而モ

一 寺社人ニ而モ
ニ而モ

一 寺社人ニ而モ
ニ而モ

一 寺社人ニ而モ
ニ而モ

一 寺社人ニ而モ
ニ而モ

一 寺社人ニ而モ
ニ而モ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

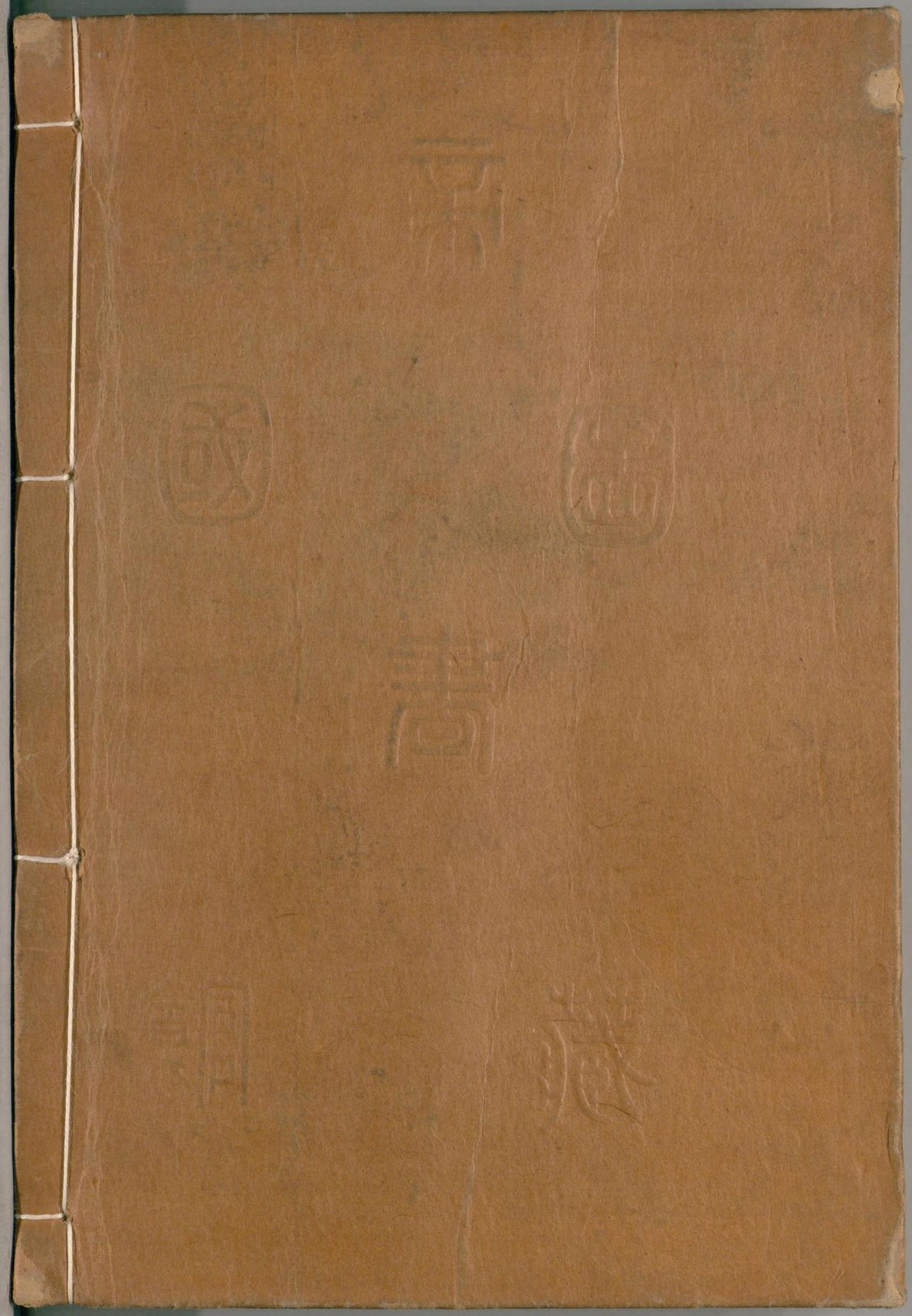

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用